

刑事法廷内での被疑者・被告人に対する 手錠・腰縄の使用に反対します！

目標

- ①刑事法廷内において、被疑者や被告人の手錠・腰縄姿が、傍聴人や裁判官などの訴訟関係人をはじめ、誰の目にもさらされないようにする

刑事裁判を受ける被疑者・被告人は、手錠と腰縄をされたまま入退廷させられており、以下のような問題がある

- 問題1 基本的人権（人格権、個人の尊厳の保障、無罪推定の権利、防御権）の侵害
- 問題2 被疑者・被告人に劣等感や羞恥心を抱かせるおそれがあり、裁判当事者としての地位を脅かす



※原則として手錠・腰縄を外した状態で入退廷させる必要がある

⇒法廷外での解錠・施錠、衝立の使用、傍聴人等の入場制限などの方法により実現可能

⇒刑事訴訟法287条や被収容者処遇法附帯決議、最高裁平成17年判決など、法律や判例においても同様の問題意識がある

- ②現行の運用の改善に向け、最高裁・法務省・警察庁に対して具体的な方策などを検討するように求める

これまでの日弁連の取組

- 2018年 7月…人権擁護委員会手錠・腰縄問題プロジェクトチーム設置
- 2019年10月…「刑事法廷内における入退廷時に被疑者又は被告人に手錠・腰縄を使用しないことを求める意見書」の公表
- 2020年 1月…パンフレット「STOP！！法廷内での手錠・腰縄」の作成
- 2020年11月…裁判官に対する手錠・腰縄使用に関する申入書ひな型の作成、弁護士に対し申入活動の協力呼びかけ
- 2021年 3月…動画「この姿 見られたくない 見たくない～法廷内での手錠・腰縄姿」の制作
- ※日弁連YouTubeチャンネルにて公開中



【関連条文・判例】

(法律)

【刑事訴訟法 287 条 1 項】

公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振り又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

【刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 78 条 1 項】

刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 1 逃走すること。
- 2 自身を傷つけ、又は他者に危害を加えること。
- 3 刑事施設の設備、器物その他の物を損壊すること。

【衆議院附帯決議 1 項・参議院附帯決議 2 項前段】

未決拘禁者の処遇に当たっては、有罪判決が確定した者でないことを踏まえ、必要のない制約が行われることがないよう十分に留意するとともに、その防御権を尊重すること。

【参議院附帯決議 1 1 項】

拘禁されている被告人が法廷に出廷する際には、逃亡等の防止に留意しつつ、ネクタイ、ベルト、靴の着用等服装に配慮すること及び捕縄・手錠をしないことについて検討すること。

(国際基準)

【マンデラ・ルール 規則 4 7 条 2 項】

…拘束具は、…以下の状況においてのみ使用される。

- (a) 被拘禁者が司法ないし行政当局に出頭する場合には外されるという条件のもと、移送時の逃走に対する予防措置として。
- (b) 被拘禁者が自己若しくは他人を傷つけ、又は財産に損害を与えることを防止するために、他の制御方法が役に立たない場合に、施設長の命令によって。…

【同 規則 4 8 条 1 項】

…拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。

- (a) …より制限的でない制御形態では効果がない場合…。
- (b) …必要かつ合理的に利用可能な、最も侵襲性の低い形態…。
- (c) …必要な時間のみに用いられ、かつ、…危険がもはや存在しなくなった後には、できる限り速やかに取り外されなければならない。

(一般的意見)

【自由権規約 一般的意見 3 2 パラグラフ 3 0】

…被告人は通常、審理の間に手錠をされたり檻に入れられたり、それ以外にも、危険な犯罪者であることを示唆するかたちで出廷させられたりしてはならない。…

(判例)

・最高裁判決 (平成17年11月10日)

手錠・腰縄姿が衆人にさらされることが、被収容者の人格的利益の侵害に該当し得ることが認められた。

・大阪地裁判決 (令和元年5月27日)

法廷において手錠等を施された姿を傍聴人に見られたくないとの被告人の利益ないし期待が、法的な保護に値する人格的利益であるとした。

(その他)

・刑事法廷における戒具の使用について (通知) (平成5年7月19日付け矯保1704矯正局長通知)

最高裁は、被疑者・被告人の手錠・腰縄姿が傍聴人にさらされないようにするための1つの方策として、被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷の出入口 (法廷外) で解錠・施錠する運用を一般化させることを法務省矯正局に打診した。